

介護保険 住宅改修の手引き



令和7年4月版

目 次

1.	住宅改修費支給制度の概要	1
2.	介護保険住宅改修の対象	1
3.	住宅改修の種類	1
	①手すりの取付け	1
	②段差の解消	1
	③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	1
	④引き戸等への扉の取替え	2
	⑤洋式便器等への便器の取替え	2
	⑥その他 1：上記の住宅改修に付帯して必要な住宅改修	2
	⑦その他 2：ユニットバスの施工による浴室の住宅改修	2
4.	支給限度基準額	3
	支給額の計算例	3
	支給限度基準額のリセット	4
5.	介護保険住宅改修費支給申請の手順	5
	事前申請	5
	事後申請（支給申請）	5
6.	住宅改修に係る Q&A	6
	①手すりの取付け	6
	②段差の解消	7
	③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	8
	④引き戸等への扉の取替え	9
	⑤洋式便器等への便器の取替え	10
	⑥その他	11-

1. 住宅改修費支給制度の概要

介護保険による住宅改修費支給制度は、要介護認定(要支援を含む。以下、同じ)を受けている方が、住み慣れた自宅で自立した生活を続けることを目的とする住宅改修にかかる費用の一部を支給するものです。手すりの取付けや段差の解消など、資産形成に繋がらない比較的小規模な改修が対象となります。

2. 介護保険住宅改修の対象

以下すべての要件を満たす住宅改修が対象です。

- ① つくばみらい市の被保険者であり、要介護認定を受けていること
- ② 着工日と完成日が要介護認定期間内であること
- ③ 対象となる住宅等が被保険者証に記載の住所であること
- ④ 着工前に事前申請を行い、本市の承認を受けていること

3. 住宅改修の種類

介護保険による住宅改修の支給対象工事は以下のとおりです。

① 手すりの取付け

転倒予防や移動、移乗等の動作を助けることを目的として設置する手すり。

- 【改修例】・玄関の上がり框を昇降するために手すりを設置する
 - ・居室からトイレまでの移動の補助として手すりを設置する
 - ・トイレの立ち上がり動作の補助のため手すりを設置する
- 【対象外】・固定しない手すりの設置
 - ・集合住宅の共用部に設置する手すり など

② 段差の解消

各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するもの。

- 【改修例】・玄関の上がり框を昇降するために踏み台を設置(固定)する
 - ・玄関の階段の昇降が困難なことからスロープを設置する
- 【対象外】・昇降機やリフト等を設置する
 - ・スロープ、踏み台を固定せずに設置する など

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- 【改修例】・畳敷きからフローリングやビニール系床材等への変更
 - ・浴室の床材を滑りにくい床材変更する
- 【対象外】・老朽化、破損、汚損による床材の変更
 - ・転倒時のがけを防止するための床材の変更 など

④ 引き戸等への扉の取替え

【改修例】・開き戸を引き戸や折り戸へ取替えする

・ドアノブ、戸車を取替える

【対象外】・雨戸の取替え(条件・状況等によっては可能)

・間口の拡大(条件・状況等によっては可能)

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

立ち上がり時の負担軽減を目的に行う便器の変更

【改修例】・和式便器から洋式便器への便器の取替え

【対象外】・既存和式便器を残して新たに洋式便器を設置する

⑥ その他1：上記の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

【改修例】・手すり取付けのための壁の下地補強

・浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事

・床材変更のための下地の補修、根太の補強

・扉の取替えのための壁または柱の改修工事

・便器を取替えるための給排水設置工事や床材変更 など

⑦ その他2：ユニットバスの施工による浴室の住宅改修

介護保険の住宅改修として、ユニットバスの工事そのものは認められていませんが、厚生労働省の見解では対象工事費が適切に按分されていれば、給付の対象とできるものとされています。つくばみらい市においても、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費の按分ができる場合のみ、住宅改修の支給対象とします。

給付対象となる部分とそれ以外の部分の金額の確認のため、メーカー等が作成した価格の按分が必要です。メーカー等による価格の按分が困難な場合は以下の按分率を用いて算出してください。

	支給対象			支給対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	20%	15%	10%	10%

※按分計算の基となる見積金額は、実際の販売価格としてください。

※単価の記載がない場合や按分されていない場合は対象外とします。

※介護と無関係な利便性や快適性を求めるものは対象外とします。

※経年劣化によるリフォームを行う場合は対象外とします。

4. 支給限度基準額

要介護（要支援）認定区分に関わらず、一人あたり20万円までです。ただし、このうち利用者負担割合に応じた額は自己負担となります。20万円の範囲内であれば、複数回に分けて利用することができますが、20万円を超えた費用については全額自己負担となります。
※保険料の滞納により給付制限を受けている場合は、3割または4割の自己負担となります。

支給額の計算例①

工事費総額：10万円

負担割合：1割

既利用額：0円

支給可能額	200,000円
工事費総額	100,000円
自己負担額（差額分）	0円
自己負担額	10,000円
給付額	90,000円
利用可能残額	100,000円

支給額の計算例②

工事費総額：10万円

負担割合：2割

既利用額：10万円

支給可能額	100,000円
工事費総額	100,000円
自己負担額（差額分）	0円
自己負担額	20,000円
給付額	80,000円
利用可能残額	0円

支給額の計算例③

工事費総額：10万円

負担割合：1割

既利用額：15万円

支給可能額	50,000円
工事費総額	100,000円
自己負担額（差額分）	50,000円
自己負担額	5,000円
給付額	45,000円
利用可能残額	0円

支給限度基準額のリセット

次の場合は支給限度基準額がリセットされます。

※利用可能残額に加算されるものではありません。

① 「介護の必要な程度」が3段階以上上がった場合

初めて介護保険を利用した住宅改修を行った時(着工日)と比較して「介護の必要な程度」が3段階以上上がった場合は、再度利用可能額が20万円となります。

なお、この取扱いによる基準額のリセットは一人につき1回までとします。

「介護の必要な程度」は以下の表を参照してください。

介護の必要な程度	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 または 要介護1
第一段階	要支援1

② 転居した場合

介護保険を利用した住宅改修は「現に居住している住宅に係る住宅改修費」を対象としており、被保険者が転居した場合も利用可能額が20万円となります。

なお、上記「介護の必要な程度」の基準も転居後に最初に利用した住宅改修着工日が基準となります。

5. 介護保険住宅改修費支給申請の手順

介護保険を利用した住宅改修費の支給申請を行う場合は以下のとおり申請してください。

① 事前申請

住宅改修の申請は、工事前に工事の内容や目的の確認のため必要書類を提出して頂きます。つくばみらい市の承認を受けて、着工が可能となります。

事前申請に必要な書類は以下のとおりです。

【必要書類】

- ・介護保険住宅改修費支給申請に係る事前申請書
- ・ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターにより作成された住宅改修の必要な理由書
- ・住宅改修の見積書、内訳書
- ・改修箇所を示した平面図
- ・改修箇所の写真（撮影日を記載）
- ・その他①：住宅改修誓約書（住宅所有者が亡くなっている場合）
- ・その他②：ユニットバスのカタログ（ユニットバス施工の場合）

【注意】

- ・予定外の付帯工事が生じた場合など、既に申請した住宅改修について工事の内容や金額に変更が生じた場合は速やかに上記書類を再提出してください。
- ・担当ケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターにご相談ください。
- ・段差解消の場合は必ずスケール等により段差の分かる写真としてください。
- ・承認前に行われた工事については、介護保険住宅改修の支給対象外となります。

② 事後申請

住宅改修工事が完了したら、次の書類により住宅改修費の支給を申請してください。

【必要書類】

- ・介護保険住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修箇所の写真
- ・利用者あての領収書

【注意】

- ・領収書には必要事項を正しく記載してください。

6. 住宅改修に係るQ & A

① 手すりの取付け

Q 1. 過去に取付けた手すりが劣化したので、新しい手すりに付け替える場合は対象になるか。

A 1. 劣化や老朽化に伴う改修は対象となりません。ただし、被保険者の身体状況の変化により、既存の手すりでは身体状況に適さない場合は、その旨が記載されている場合に限り対象とします。

Q 2. 2階への手すりの取付けは対象となるか。

A 2. 対象となります。ただし、この場合は、住宅改修の必要な理由書に被保険者の普段の生活の様子（昇降の必要性）を記載して頂き、つくばみらい市で必要性を認めたものに限ります。

Q 3. トイレ用の紙巻き器付きの手すりは対象となるか。

A 3. 手すり部分のみ按分して、対象とします。メーカーによる内訳が示せる場合は内訳書の手すり部分が対象となります。メーカーによる内訳が示せない場合は同じメーカーの紙巻き器の値段を差し引きし、手すりの金額とします。

Q 4. 屋外に設置する手すりも対象となるか。

A 4. 申請者の現に居住する住宅の敷地内であり、設置する適当な理由がある場合は対象とします。

② 段差の解消

Q 1. 玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置する場合は対象となるか。

A 1. 対象となります。ただし、この場合は、住宅改修の必要な理由書に被保険者の普段の生活の様子（掃き出し窓からの出入りの必要性）を記載して頂き、つくばみらい市で必要性を認めたものに限ります。

Q 2. スロープの幅や傾斜に制限はあるか。

A 2. つくばみらい市では「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（別表第2）」を参考に、原則スロープ幅は90cm以上、傾斜は1／12より緩やかにすることとします。基準を満たせない場合は、その理由を住宅改修の必要な理由書に記載して頂き、つくばみらい市で必要性を認めたものに限り対象とします。

Q 3. 屋外の通路の段差を解消する工事は対象となるか。

A 3. 申請者の現に居住する住宅の敷地内であり、設置する適当な理由がある場合は対象とします。

Q 4. 昇降機、リフト等の設置は対象となるか。

A 4. 対象外です。

Q 5. 浴室の床段差の解消のため、すのこを制作して設置する場合は給付対象となるか。

A 5. 浴室用のすのこは特定福祉用具購入に該当するため対象外です。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

Q 1. 階段に滑り止めのゴムを取付ける改修は対象となるか。

A 1. 対象となります。ただし、滑り止めのためのゴムが突き出していることやあまりに滑りが悪いことで転倒を招いたりしないよう、改修にあたっては十分に注意願います。

Q 2. 老朽化によりゆがんだ廊下の床材を変更する工事は対象となるか。

A 2. 老朽化、劣化、故障が理由の場合は対象外です。

Q 3. 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。またこの場合の路盤の整備は付帯工事として対象となるか。

A 3. コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として対象とします。

④ 引き戸等への扉の取替え

Q 1. 既存の引き戸が重く、開閉が困難である場合は対象となるか。

A 1. 被保険者が在宅で生活をするうえで妨げになっているため交換する場合は対象とします。単に老朽化による交換は対象外とします。

Q 2. 門扉の取替えは給付対象となるか。

A 2. 生活導線にあって、引き戸等でないことで支障が生じている場合は対象とします。

Q 3. 移動を容易にするため、既存の扉を撤去するだけの場合は給付対象となるか。

A 3. 撤去のみで新たに扉を設置しない場合は対象外です。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

Q 1. 洋式便器から洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

A 1. 既存の洋式便器が本人の身体状況の変化等により高さが合わず使用困難なため、本人の利用しやすい高さの洋式便器に取り替える場合は対象となります。

この場合、便器の取り替えに伴う給排水設備や床材の変更も付帯工事として取扱います。

Q 2. すでに洋式便器が設置されているが、向きを変える工事は対象となるか。

A 2. 対象となります。ただし、この場合は住宅改修の必要な理由書に被保険者の普段の様子（向きの変更の必要な理由）を記載して頂き、つくばみらい市で必要性を認めたものに限ります。

Q 3. 既存の和式便器を残して、新たに別の場所に洋式便器を設置する場合は給付の対象となるか。

A 3. 便器の取替えに該当しないため対象外です。

⑥ その他

Q 1. 現在、入院中（入所中）で自宅復帰に向けて住宅改修を行いたいが申請できるか。

A 1. 事前申請は可能です。ただし、先に改修を行ったうえ万が一自宅に戻ることが出来なかった場合は支給対象となりません。

Q 2. 現在、認定申請中だが住宅改修の申請はできるか。

A 2. 事前申請は可能です。ただし、認定の結果が非該当となった場合に、先に改修を行ってしまっていた場合は支給対象となりません。改修は認定結果を待ってから行うことを推奨します。

Q 3. 新築や増築での住宅改修は給付の対象となるか。

A 3. 新築や増築では給付の対象となりません。ただし、竣工日以降に行う住宅改修は給付の対象となります。

Q 4. 家族が大工を営んでいるが、工賃はどうなるのか。

A 4. 要介護者（支援者）が自ら改修を行う場合や家族が改修を行う場合は材料の購入費のみが支給対象となります。

Q 5. 事前申請をした後に改修の内容を変更（追加）するにはどうすればよいか。

A 5. 変更の場合は改修前に変更した内容で改めて申請しなおしていただきます。追加の場合は別の件として取り扱いますので、新たに申請をお願いします。無断で着工した場合は支給対象外とします。

Q 6. 住宅改修を行う住宅の所有者が死亡している場合、申請手続きはどのようにしたらよいか。

A 6. 相続が確定している場合は、所有者がわかる書類の写し等（遺産分割協議書の写し等）を申請の際に添付してください。名義変更が行われていない場合には、「住宅改修誓約書」を添付してください。なお、「住宅改修誓約書」は当市のホームページからダウンロードできます。

Q 7. 住宅改修の施工業者の指定はあるか。

A 7. 施工業者の指定はありません。

Q 8. 負担割合はいつ時点の割合となるのか。

A 8. 領収書記載日の負担割合を用います。

Q 9. 支給申請に期限はあるか。

A 9. 領収日から起算して2年が経つと時効により申請できません。

Q10. 住宅改修後、賃貸住宅を退去する場合の原状回復工事は給付対象になるか。

A 10. 対象外です。